

定例記者会見 【令和8年2月】

令和8年2月18日(水)13時30分～15時00分
会議棟 大会議室

■公表項目■

- ① 坂下診療所の今後の方針決定に向けた中間報告
..... (医療福祉部) P. 1
- ② 令和8年度 予算概要
..... (総務部) 別紙
- ③ 令和8年第2回中津川市議会(定例会)提出予定議案
..... (総務部) P. 2
- ④ 令和8年3月補正予算の概要
..... (総務部) P. 1 1
- ⑤ 令和8年3月の主な行事予定
- ・一般行事 (市長公室) P. 2 3
 - ・学校関係 (教育委員会事務局) P. 2 5
 - ・幼稚園、保育園、こども園関係 (教育委員会事務局) P. 2 6
- ⑥ その他



次回開催日
令和8年3月19日(木)
13:30~
会議棟 大会議室

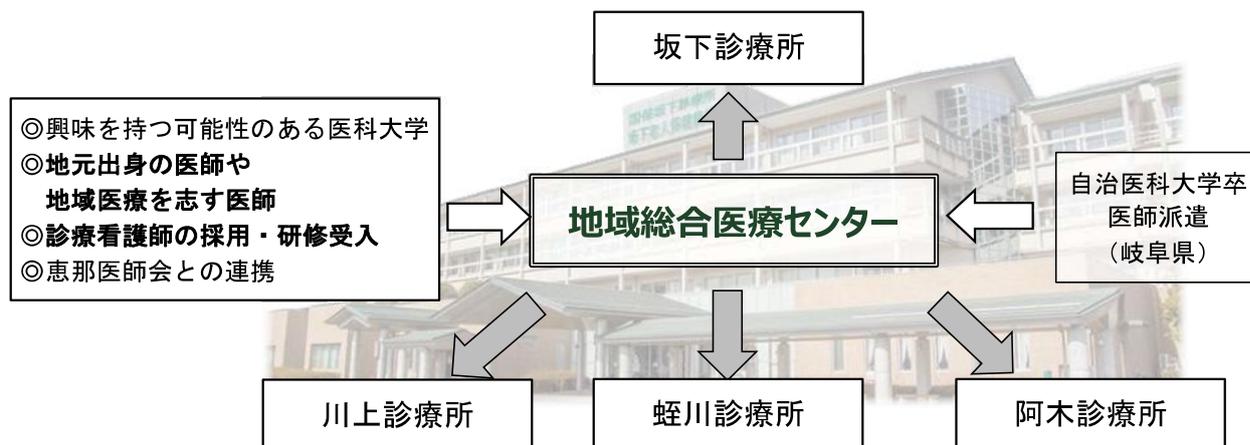
坂下診療所の今後の方針決定に向けた中間報告 —令和8年度は、新たに医師を確保し 新たな仕組みをスタートします—

やさか地域の地域医療の継続のため、坂下診療所の医師確保と経営改善を二本の柱として検討を進めてきました。今回は令和8年度の診療体制と現在の取り組み状況について、中間報告をします。

引き続き、将来的に持続可能な診療所の形を早期に方針決定するよう、取り組みを進めます。

■内科診療の医師を確保・坂下診療所は存続

- ・令和8年度は、現坂下診療所医師に加え、新たに地域総合医療センターから医師を派遣することで、医師の負担を軽減しつつ内科診療を継続します。
- ・令和8年度から同センターの機能の一部を坂下診療所施設に移し、センターを中心として弾力的に各診療所へ医師を派遣する仕組みをつくります。



■経営改善への取り組みを継続中

- ・経営コンサルタントによる坂下診療所の経営分析と改善を実施しています。
- ・経営改善のみでは赤字解消は大変厳しいため、限られた財源、人材の中でも持続できるよう将来的な見直しを検討しています。
- ・施設の空きスペースの有効活用や、新たな収益の可能性の調査検討をしています。

お問い合わせ先

医療福祉部 医療政策課 担当者：水野
電話：0573-66-1111（内線481）

令和8年第2回中津川市議会（定例会）提出予定議案

令和8年第2回中津川市議会（定例会）に、条例12件、人事2件、その他7件、補正予算4件、当初予算8件、合計33件の議案を提出します。

（条 例）

1、中津川市監査委員条例等の一部改正について

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、改正する。

- ・地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正により、標記条例等に条ずれが生じたため、改正する。
- ・改正の内容
各条例の条ずれ対応
中津川市監査委員条例
中津川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
中津川市病院事業の設置等に関する条例
中津川市市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例
- ・施行期日 令和8年9月24日

2、中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例及び中津川市行政手続条例の一部改正について

行政手続法等の一部改正に伴い、改正する。

- ・デジタル社会形成基本法に基づくデジタル社会の形成に関する施策として、情報通信技術の進展を踏まえたその効果的な活用のための規制の見直しを推進するため、行政手続法等の規定の整備が行われた。これに伴い、公示送達の見直しが行われたため、改正する。
- ・改正の内容
公示送達について、インターネットを用いる方法により、公示事項を閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方公共団体の掲示場に掲示し、又は公示事項をその地方公共団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる。
- ・施行期日
地方税法等の一部を改正する法律の公布の日（令和5年3月31日）から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日
中津川市税以外の諸納付金の督促、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例
令和8年5月21日
中津川市行政手続条例

3、中津川市職員の給与に関する条例の一部改正について

人事院勧告に基づき、職員等の各種手当を改定するため、改正する。

- ・令和7年人事院勧告において、各種手当等を見直す勧告がなされたため、改正する。
- ・改正の内容
 - ①第二種初任給調整手当の新設
医師に対する初任給調整手当について、民間の賃金と比較し、その差額を補填するための手当を措置
 - ②通勤手当の見直し
自動車等使用者に対する通勤手当について、上限額を66,400円/月に引上げ
駐車場等の利用者に対する、通勤手当の加算について、上限額を5,000円/月として支給
- ・施行期日 令和8年4月1日

4、中津川市職員旅費支給条例の制定について

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、公務のため旅行する職員等に支給する各種旅費を改定するため、制定する。

- ・近年の経済社会情勢への変化に対応するとともに、旅費種目や支給対象等を見直しを行うほか、適正な支出を図るため、制定する。
- ・制定の内容
 - 船賃は、等級別の運賃支給から実費支給とする。
 - 宿泊料は、宿泊費に名称変更し、定額支給から上限付きの実費支給とする。(特別職及び職階による定額支給は廃止。)
 - 宿泊手当を新設し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費として、一夜当たり2,400円を支給する。
 - 食卓料は、宿泊手当の新設により廃止する。
 - 車賃はその他交通費に、移転料は転居費に、着後手当は着後滞在費に、扶養親族移転料は、家族移転費として名称変更するが、支給については従来通り実費及び定額支給とする。
 - 旅費の支払方法については、従来からの旅行者に対する支給に加え、市から直接旅費に相当する金額を旅行役務提供者(旅行代理店、クレジットカード会社など)への支払を可能とする。
- ・施行期日 令和8年4月1日

5、中津川市乳児等通園支援事業の利用者負担額等を定める条例の制定について

児童福祉法に規定する乳児等通園支援事業の利用者負担額等を定めるため、制定する。

- ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施するにあたり、保護者からは負担額（利用料）を受領することとなる。公立保育所等で乳児等通園支援事業を行う場合、利用者負担額を条例で定める必要があるため、制定する。
- ・主な制定内容
利用者負担額は、利用乳幼児1人当たり1時間につき300円とする。
特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができることとする。
- ・施行期日 令和8年4月1日

6、中津川市医療職員修学資金貸付条例の一部改正について

薬剤師修学資金貸付対象者の見直しに伴い、改正する。

- ・医療職員確保のため看護師、助産師及び薬剤師を目指す学生等に修学資金の貸付を行っているが、薬剤師については募集をしても応募が少なく、確保が困難な状況となっていることから、薬学生の応募増加を目的として貸付対象の要件を拡大するため、改正する。
- ・改正の内容
貸付対象者を薬学部の5年生以上に在学している者から、薬学部に入学しようとしている者若しくは在学している者とする。
- ・施行期日 令和8年4月1日

7、中津川市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、改正する。

- ・国民健康保険法施行令の一部改正により、子ども・子育て支援金の徴収にかかる条項の追加並びに保険料賦課限度額と保険料軽減判定所得基準額を改めるため、改正する。

・改正の内容

- ①子ども・子育て支援金の徴収開始に伴い以下を行う。

保険料の賦課額の内訳に、子ども子育て支援納付金を追加

国民健康保険料	基礎賦課分（医療分）	所得割 世帯の国保加入者の所得に応じて	均等割 世帯の加入者数に応じて	平等割 1世帯にいくらと計算
	後期高齢者支援金分			
	介護納付金分			
	（今回追加） 子ども・子育て支援納付金分		※1	

※1：子ども・子育て支援納付金の均等割については、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの被保険者について、10割減免となる。

子ども・子育て支援納付金の賦課総額に係る記載の追加

子ども・子育て支援納付金の賦課額の算定方法に係る記載の追加

（所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割）

子ども・子育て支援納付金の賦課限度額（3万円）に係る記載の追加

その他必要な条文整備

- ②保険料賦課限度額のうち、基礎賦課限度額を「66万円」から「67万円」に引き上げる。

- ③保険料軽減判定所得基準額の世帯人数に乗じる額について、5割軽減は「30万5千円」から「31万円」に、2割軽減は「56万円」から「57万円」に引き上げる。

- ・施行期日 令和8年4月1日（令和8年度分以降の保険料について適用する。）

8、中津川市火入れに関する条例の一部改正について

中津川市火災予防条例の一部改正に伴い、改正する。

- ・ 令和8年1月1日に中津川市火災予防条例の一部を改正する条例が施行され、当該条例において、林野火災注意報が位置付けられた。これに伴い、林野火災注意報が発表された際の対応を明記するため、改正する。
- ・ 改正の内容
 - 火入れの中止要件として、新たに林野火災に関する注意報の発表を加える。
 - その他所要の改正。
- ・ 施行期日 公布の日

9、中津川市駐車場附置義務条例の制定について

駐車場法施行令の一部改正及び国の技術的助言を踏まえ、制定する。

- ・ 駐車場法施行令の一部改正及び国の技術的助言（標準駐車場条例）を踏まえた所要の改正を行うため、制定する。
- ・ 制定の内容
 - ① 駐車場法施行令の一部改正による改正
 - 自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途（特定用途）として共同住宅が追加されるが、本市においては現行条例の附置義務を維持するため、特定用途の定義から共同住宅を除く規定の整備を行う。
 - ② 現行条例の規定を国の標準駐車場条例に準拠する内容に見直す項目
 - 建築物の新築の場合の駐車施設の附置
 - 建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置
 - 駐車施設の管理
 - 罰則
 - ③ 現行条例に無い規定を国の標準駐車場条例に準拠して追加する項目
 - 大規模な事務所の場合の低減規定
 - 建築物が地区の内外にわたる場合の判断基準
 - 特殊の装置を用いる場合の取扱い
 - 建築物の敷地以外の場所における駐車附置に関する勧告
 - 廃止の届出
 - ④ その他（現行条例の規定を国の標準駐車場条例を参考に見直す項目）
 - 駐車のに供する部分の規模
- ・ 施行期日 令和8年4月1日

10、中津川市水道事業給水条例及び中津川市下水道条例の一部改正について

災害その他非常の場合において、他の自治体等が給水装置工事及び排水設備工事を行うことができるようにするため、改正する。

- ・令和6年能登半島地震では、市町村等が管理する施設が復旧した場合においても、個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水を使えない状況が長期化した。本市においても、今後大規模な災害等が発生した際には、水が使えない状態が長期化する恐れがあるため、改正する。
- ・改正の内容
災害その他非常の場合において必要があると認めるときは、他の自治体等が宅内配管工事を施工できるよう改正する。
- ・施行期日 公布の日

11、中津川市消防団条例の一部改正について

消防団員の定員を削減するため、改正する。

- ・平成25年に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行され、条例定数の基準は地域の実情に応じた必要な数とされた。これを踏まえ実情に応じた適正な条例定数に改定するため、改正する。
- ・改正の内容
団員の定員を「1,828人」から「1,524人」に改める。
- ・施行期日 令和8年4月1日

12、中津川市火災予防条例の一部改正について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、改正する。

- ・現行のサウナ設備の基準は、建物内設置を想定したものであるため、近年全国的に増加している屋外でのテント型サウナやバレル型サウナ等の「簡易サウナ設備」（個人が設けるものを除く）に対し適用する基準を定める必要性が生じた。これを踏まえ標記省令が改正され、簡易サウナ設備に適用される基準が定められたため、改正する。
- ・改正の内容
簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準の規定を追加
その他所要の改正
- ・施行期日 令和8年3月31日

3、市道路線の変更について

中津79号線、中津521号線

- ・中津79号線、中津521号線
中津79号線の一部は、リニア中央新幹線事業の実施に伴い一般交通の用に供されなくなるため、中津79号線及び中津521号線の起点を変更し、一貫した道路管理をする。

4、指定管理者の指定について

- ・施設名 苗木公園、中津川市トレーニングセンター
- ・指定先 三菱電機ライフサービス株式会社中津川支店
- ・指定期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5、中津川市過疎地域持続的発展計画の変更について

- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、中津川市過疎地域持続的発展計画を変更する。
- ・計画区域 旧山口村、旧坂下町、旧川上村、旧加子母村の区域
- ・変更内容 中津川市過疎地域持続的発展計画書に、計画区域における地域の持続的発展に関する基本方針、目標、施策ごとの具体的な事業計画を加える。
- ・計画期間 令和8年度から令和12年度まで

6、北部辺地に係る総合整備計画について

- ・計画区域 中津川市北部地域（加子母）
- ・計画期間 令和8年度から令和12年度まで
- ・計画内容

(単位：千円)

施設名	事業名	事業内容	事業費
林道	林道長洞線整備事業	施行延長 L=500m 幅員 W=3.0m (排水構造物工・舗装工)	25,000

7、^{しもうれ}下浦^{しもうれ}辺地に係る総合整備計画の変更について

- ・計画区域 中津川市下浦^{しもうれ}地域（付知）
- ・計画期間 令和5年度から令和9年度まで
- ・変更内容

（単位：千円）

施設名	区分	事業費	財源内訳		辺地対策 事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
交通通信施設	変更前	339,000	165,000	174,000	174,000
	変更後	465,000	231,000	234,000	228,000

（補正予算）

- 1 令和7年度中津川市一般会計補正予算【初日議決】
- 2 " 国民健康保険事業会計補正予算【初日議決】
- 3 " 水道事業会計補正予算【初日議決】
- 4 " 病院事業会計補正予算【初日議決】

（当初予算）

- 1 令和8年度中津川市一般会計予算
- 2 " 国民健康保険事業会計予算
- 3 " 駅前駐車場事業会計予算
- 4 " 介護保険事業会計予算
- 5 " 後期高齢者医療事業会計予算
- 6 " 水道事業会計予算
- 7 " 下水道事業会計予算
- 8 " 病院事業会計予算

お問い合わせ先

総務部 総務管財課 文書行政係 担当者：花田
電話：0573-66-1111（内線442）



令和8年3月補正予算の概要

■ 編成方針

1. 国・県補助金等を活用した事業

国・県補助金等を活用して事業を実施します。 計 7 億 1,683 万 4 千円

2. 寄附金を財源とした備品購入等

寄附者の意向に沿って、施設の備品購入や基金積み立てを行います。
計 27 万 6 千円

3. 緊急対応が必要な事業

新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害が認定された方に対して、医療費等の給付を行うなど緊急対応が必要な事業を実施します。
計 4,528 万 3 千円

4. 早期発注のための事業

市内業者に早期に発注できる施設の修繕等を行います。
計 1 億 4,616 万 9 千円

5. 基金積立のための事業

公共施設整備運営基金、リニア中央新幹線まちづくり基金等の積立を行います。
計 6 億 8,000 万円

6. 人件費の補正

退職手当の支払いによる補正を行います。 計 1 億 5,240 万 6 千円

7. 事業費等の精算

一般会計と病院事業会計間の繰出金を精算するほか、事業の進捗に合わせ予算を減額します。 計 △3 億 7,024 万 4 千円

■ 補正（歳出）の規模 13 億 7,072 万 4 千円

- 一般会計 11 億 7,639 万 5 千円
- 国民健康保険事業会計（事業勘定） 72 万 9 千円
- 水道事業会計 1 億 9,360 万円

※国民健康保険事業会計（直営診療施設勘定）及び病院事業会計は歳入のみの補正であり、予算規模に変動はありません。

■ 補正の主な内容

1. 国・県補助金等を活用した事業

(1) 戸籍附票システム等を改修（戸籍住民基本台帳事業）…………… 4,378 千円

国の令和 7 年度補正予算を活用し、戸籍附票に旧氏およびその振り仮名を記載するためのシステム改修と氏名の振り仮名を住民記録に反映するためのシステム改修を行います。

- ・ 戸籍附票システム改修
- ・ 住民記録システム改修

(2) 法人保育所等に対する財政支援を増額（法人保育所事業）…………… 297,196 千円

人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、公定価格の単価改正が行われるため、法人保育所等への負担金を増額します。

- ・ 法人保育所 6 園
- ・ 小規模保育事業所（地域型保育給付費） 2 園
- ・ 認定こども園（施設型給付費） 3 園

(3) 水道事業会計へ水道管路耐震化資金を繰出し（水道事業会計繰出金事業）…………… 88,100 千円

水道事業会計において、国の令和 7 年度補正予算を活用し実施する水道管路耐震化事業にかかる対象資金を水道事業会計へ繰出します。

(4) 安全な橋りょう維持のための補修設計（橋りょう新設改良事業）…………… 32,459 千円

国の令和 7 年度補正予算を活用し、安全な橋りょう維持のための橋りょう補修設計を行います。

- ・ 橋りょう補修設計業務委託 7 橋

(5) 避難所における防災用備品等を整備（総合防災対策事業）…………… 80,372 千円

国の令和 7 年度補正予算を活用し、災害時の避難生活環境改善のため、移動式エアコンや移動式かまど等の指定避難所で使用する防災用備品を整備します。

- ・ 移動式エアコン 20 台
- ・ 移動式かまど 10 台 ほか

■ 特別会計分【国民健康保険事業会計（事業勘定）】

(6) 国民健康保険事業会計（直営診療施設勘定）へ直営診療所運営費を繰出し（直営診療施設勘定等支出金）…………… 729 千円

県からの国民健康保険調整交付金（へき地直営診療所運営費）の増額分を、事業勘定から直営診療施設勘定へ繰出します。

- ・ 加子母歯科診療所、川上診療所、蛭川診療所分

■ 企業会計分【水道事業会計】

(7) 管路更新や配水管の耐震化を前倒し施工（資本的支出）…………… 213,600 千円

国の令和 7 年度補正予算を活用し、令和 8 年度予定事業を前倒して施工します。

- ・ 中津川周辺管路更新事業第 2 期 2 工区
- ・ 重要施設配水管耐震化（茄子川中垣外）

2. 寄附金を財源とした備品購入等

(1) こども園の備品を購入（公立保育所事業）…………… 61 千円

令和 7 年度にいただいた寄附金をやさかこども園の保育環境充実のため活用します。

- 寄附者 株式会社高峰楽器製作所 代表取締役 楯 勇己 様 (R7.12.5) 60,260 円
- ・おまごとセット等

(2) 美術館建設及び美術品等取得基金へ積立（文化振興事業）…………… 20 千円

令和 7 年度にいただいた寄附金を美術館建設及び美術品等取得基金へ積み立て、今後の美術品購入等に活用します。

- 寄附者 株式会社東濃新報社 様 (R8.1.16) 20,000 円

(3) 教育基金へ積立（教育基金管理事業）…………… 195 千円

令和 7 年度にいただいた寄附金を教育基金へ積み立て、今後の坂下小中学校の学校環境充実等に活用します。

- 寄附者 還暦実行委員会（昭 40 年・41 年生 蛇々馬会）様 (R7.10.28) 50,000 円
- 昭和 59 年・60 年厄年会 様 (R7.5.26) 80,000 円
- 株式会社高峰楽器製作所 様 (R7.10.7) 64,580 円

3. 緊急対応が必要な事業

(1) 予防接種健康被害給付金を支給（感染症予防事業）…………… 44,471 千円

国の予防接種健康被害救済制度に基づき、厚生労働省から新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害が認定された 1 名の方に対して、医療費、医療手当及び死亡一時金等の給付を行います。

- ・予防接種健康被害給付金

(2) 退職消防団員へ退職報償金を支給（消防団員活動事業）…………… 812 千円

永年、地域防災の重責を担っていただいた消防団の退団者に対し、中津川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づき、退職報償金を支給します。

- ・退職消防団員 2 人（副分団長 1 人、団員 1 人）

4. 早期発注のための事業

(1) 高齢者福祉施設等運営事業…………… 32,150 千円

- ・清和寮食器洗浄機更新
- ・福岡総合保健福祉センター浴槽ろ過機ろ材交換等修繕
- ・坂下福祉センター屋根瓦等修繕
- ・川上かたらいの里高圧受変電設備修繕
- ・加子母ふれあいコミュニティセンター空調設備更新

(2) 児童発達支援事業…………… 1,023 千円

- ・発達支援センターつくしんぼ高圧受変電設備改修

(3) 放課後児童クラブ運営事業…………… 1,426 千円

- ・坂本学童（第一）エアコン更新
- ・坂本ひかり学童クラブエアコン更新

(4) し尿処理事業 8,173 千円

- ・汚泥処理センター中央操作室監視装置等修繕

(5) 観光施設管理事業 13,721 千円

- ・付知峡不動公園危険木伐採
- ・夕森溪谷専用水道滅菌装置更新
- ・夕森やまびこ広場遊歩道転落防止柵改修
- ・道の駅きりら坂下厨房空調設備更新
- ・付知峡倉屋温泉ヒートポンプ修繕
- ・道の駅花街道付知食堂空調設備改修

(6) 道路新設改良事業 28,000 千円

- ・中津 88 号線道路改良 L=115m
- ・長根橋～芝線道路改良 L=50m
- ・中津 223 号線道路改良 L=50m

(7) 庁舎消防車等維持管理事業 3,330 千円

- ・北消防署車庫シャッター改修
- ・北消防署 1 階トイレ改修 ほか

(8) 消防施設建設事業 4,193 千円

- ・消防本部旧通信指令システム撤去

(9) 遠距離通学事業 20,934 千円

- ・福岡小中学校スクールバス（高山方面）購入 中型バス 1 台

(10) 小学校施設営繕事業 29,370 千円

- ・西小学校防火戸改修
- ・坂本小学校防火シャッター改修
- ・付知北小学校防火シャッター改修

(11) 中津川公園管理運営事業 3,849 千円

- ・中津川公園高圧受変電設備改修

5. 基金積立のための事業

(1) 公共施設整備運営基金管理事業 300,000 千円

今後の公共施設の整備や施設の健全な維持管理に必要な財源を確保するため、財政計画に基づき、積み立てます。

■公共施設整備運営基金積立金

- ・予算積立分 300,000 千円 ※R7 年度末残高見込み 約 23 億円

(2) ふるさとづくり応援基金管理事業 55,000 千円

「ふるさとづくり寄附金」を次年度以降の事業に活用するため、積み立てます。

■ふるさとづくり応援基金

- ・予算積立分 55,000 千円 ※R7 年度末残高見込み 約 3 億円

(3) リニア中央新幹線まちづくり基金管理事業 …………… 325,000 千円

今後のリニア中央新幹線を活かしたまちづくりに必要となる財源を確保するため、積み立てます。

■リニア中央新幹線まちづくり基金積立金

・予算積立分 325,000 千円 ※R7 年度末残高見込み 約 31 億円

6. 人件費の補正

(1) 職員給与費 …………… 152,406 千円

■退職手当の補正

7. 事業費等の精算

(1) 坂下診療所への繰出金を減額補正（坂下診療所繰出金事業） …………… △100,600 千円

坂下診療所における令和 7 年度末時点の現金不足分について、当初予算で見込んでいた不足額が減少すると見込まれるため、繰出金予算額を減額補正します。

(2) 坂下老人保健施設への繰出金を減額補正（坂下老人保健施設繰出金事業） △75,000 千円

坂下老人保健施設における令和 7 年度末時点の現金不足分について、当初予算で見込んでいた不足額が減少すると見込まれるため、繰出金予算額を減額補正します。

(3) 企業立地奨励に係る予算を減額補正（企業立地奨励事業） …………… △60,664 千円

令和 7 年度に企業立地奨励金を交付予定だった企業より、企業立地促進条例に基づく奨励措置を取り下げたい旨の申し出があり、不用額を減額補正します。

(4) にぎわいプラザ調査設計に係る予算を減額補正（にぎわいプラザ運営事業） …………… △23,980 千円

にぎわいプラザ解体に係る基本設計委託料について、今年度における執行の必要性がなくなったことから、減額補正します。

(5) 土地区画整理事業に係る予算を減額補正（リニア駅周辺土地区画整理事業） …………… △90,000 千円

J R 東海による飛驒こ線橋工事に同調して擁壁設置工事を計画していたが、工事に際し関係機関との協議に日数を要し工事開始時期が不透明となったことなどにより不用額が生じたため、減額補正します。

■企業会計分【水道事業会計】

(6) 土地区画整理事業に係る予算を減額補正（資本的支出） …………… △20,000 千円

輻輳する周辺工事による影響を受けて、予定していた水道工事を延期したことにより不用額が生じたため、減額補正します。

■繰越明許費の補正

以下の事業について、それぞれの事情によりやむを得ず繰り越して執行します。
繰越明許費の補正額は、一般会計で3,791,339千円です。

I. 国県の補正予算に計上された補助金を活用し、翌年度に繰り越して実施する事業

- ◆一般会計<追加> 200,931千円
 - ① 橋りょう新設改良事業 32,459千円
 - ② 水道事業会計繰出金事業 88,100千円
 - ③ 総合防災対策事業 80,372千円
- ◆一般会計<変更> 4,378千円
 - ④ 戸籍住民基本台帳事業 4,378千円

II. 早期発注のため予算化したものであり、翌年度に繰り越して実施する事業

- ◆一般会計<追加> 146,169千円
 - ① 高齢者福祉施設等運営事業 32,150千円
 - ② 児童発達支援事業 1,023千円
 - ③ 放課後児童クラブ運営事業 1,426千円
 - ④ し尿処理事業 8,173千円
 - ⑤ 観光施設管理事業 13,721千円
 - ⑥ 道路新設改良事業 28,000千円
 - ⑦ 庁舎消防車等維持管理事業 3,330千円
 - ⑧ 消防施設建設事業 4,193千円
 - ⑨ 遠距離通学事業 20,934千円
 - ⑩ 小学校施設営繕事業 29,370千円
 - ⑪ 中津川公園管理運営事業 3,849千円

III. その他やむを得ない事情により事業完了が翌年度となる事業

- ◆一般会計<追加> 3,181,588千円
 - ① 財産管理事務事業 53,881千円
健康福祉会館照明 LED 化工事について、LED 照明器具の年度内納入の目途が立たず、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
 - ② 生活安全対策事業 7,623千円
本町地内特定空家等解体工事について、特定空家等の劣化が進み、行政代執行前に建物所有者が貴重品等の搬出を実施できないなどの工程変更で年度内の工事完了が困難となったため。
 - ③ 高齢者福祉施設等運営事業 8,035千円
デイサービスセンターゆうらく苑照明 LED 化工事について、LED 照明器具の年度内納入の目途が立たず、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
 - ④ 老人福祉施設等整備事業 54,974千円
看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の開設に係る補助事業について、建築資材(木材、鋼材等)の納品が遅れ、年度内に工事が完了しない見込みとなったことから補助金交付を完了することが困難となったため。
 - ⑤ 児童福祉総務事業 4,996千円
児童養護施設整備事業補助金について、市内児童養護施設の分園型小規模施設建設が、盛土規制法等の諸条件等により年度内の工事完了が困難となり、2か年計画への事業変更が生じたため。
 - ⑥ 公立保育所事業 18,907千円
 - 保育所等照明 LED 化工事
LED 照明器具の年度内納入の目途が立たず、一部公立保育所等で年度内に工事を完了させることが困難となったため。
 - 保育所等遊具更新工事
受注生産の遊具の工期内納入が難しくなり、年度内に工事を完了することが困難となったため。

- ⑦ 林道整備事業 …………… 9,900 千円
運搬路の災害により現場への進入と資材の運搬が不能となり、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
- ⑧ 観光施設管理事業 …………… 37,000 千円
苗木城周辺散策道整備工事において、眺望デッキの設置予定箇所の地中が岩盤であったことによる設計変更により、デッキの仕様を既製品から受注生産品に変更せざるを得なくなったため、工期内納入が難しくなり、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
- ⑨ にぎわいプラザ運営事業 …………… 12,925 千円
にぎわいプラザ跡地活用事業手法検討業務について、解体方法等の条件の整理に不測の期間を要し、年度内完了が困難となったため。
- ⑩ 道路維持補修事業 …………… 344,900 千円
□舗装長寿命化修繕計画作成業務委託 5,000 千円
本計画に記載する予定の舗装工事が遅れたことに伴い、本計画の策定に影響し、年度内完了が困難となったため。
□分田～下浦線道路補修工事 58,100 千円
坂本 221・235 号線舗装工事 51,670 千円
下並松排水路改修工事 40,000 千円
坂本～西垣外線側溝補修工事 25,000 千円
通行規制についての地元調整に期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
□J R 道路舗装補修工事 130,130 千円
J R 東海との協定締結までに期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
□中津 79 号線排水路改修工事 35,000 千円
工事により支障となる電柱移転の協議に不測の期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
- ⑪ 道路新設改良事業 …………… 509,919 千円
□本町後洞線道路改良工事 48,850 千円
道路詳細設計に追加測量が必要となり、用地取得範囲の確定後に実施する建物等の調査を年度内に完了させることが困難となったため。
□道路詳細設計業務委託（松源寺～大西線） 27,880 千円
道路詳細設計に伴い岐阜県公安委員会との協議に不測の期間を要し、年度内に完了させることが困難となったため。
□五ツ峯～中畑線道路改良工事 146,550 千円
井ノ下～山ノ田線道路改良工事 136,000 千円
坂本 218 号線側溝改良工事 6,000 千円
地区舗装工事 38,500 千円
道路改良に伴う水道工事等補償 54,000 千円
通行規制についての地元調整に期間を要し、年度内に完了させることが困難となったため。
□手賀野排水路改修工事 16,600 千円
工事で使用したヤードの復旧方法について、地権者との調整に期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
□市道待避所設置工事 10,000 千円
施工範囲内にある乗り入れ箇所の施工期間について、関係者との調整に不測の期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
□学校～原線道路改良工事 3,300 千円
工事範囲に支障となる水道管があることが判明し、移設工事に不測の期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
□道路改良に伴う電柱移転補償 12,000 千円
支障移転の対象となった電柱の移転先の交渉が難航し電柱の移転が遅れ、年度内に完了させることが困難となったため。

- 中津 191 号線道路改良工事 10,239 千円
補償対象となる建物の移転方法が変更となり、土地の年度内の引き渡しが見込めなくなったため。
- ⑫ 神坂スマートインターチェンジ事業 …………… 49,850 千円
□神坂 44 号線仮設道路撤去工事 49,850 千円
工事で使用したヤードの復旧方法について、地権者との調整に期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
- ⑬ リニア中央新幹線関連道路整備事業 …………… 459,983 千円
□東濃東部都市間連絡道路整備工事 365,560 千円
工事の施工上支障となる電柱について、工事着手前に移転完了する予定であったが、移転先の用地交渉に不測の期間を要し、電柱周辺の工事に着手できず、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
□坂本 264 号線道路改良工事 71,068 千円
幅員する周辺工事との調整や通行規制方法等の調整に不測の期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
□坂本 58 号線道路改良工事 23,355 千円
補償対象となる物件を残地内に再配置することとなり、建物等の取壊しと移転に不測の期間を要し、年度内の引き渡しが困難となったため。
- ⑭ 橋りょう新設改良事業 …………… 272,710 千円
□松田大橋他 1 橋補修工事 計 272,710 千円
横打橋他 1 橋補修工事
東濃用水路塗装塗替工事
苗木歩道橋補修工事
第三北沢橋補修工事
米田橋他 2 橋補修設計業務委託
工事に伴う通行止めの迂回路設定について、地元との調整に不測の期間を要し、年度内に完了させることが困難となったため。
- ⑮ 交通安全施設設置事業 …………… 58,000 千円
□田原～鳩吹線通学路整備工事 28,000 千円
支障となる水道管の移設および、その調整に不測の期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
□交通安全施設設置工事 30,000 千円
通行規制方法の検討に不測の期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
- ⑯ 急傾斜地崩壊防止事業 …………… 40,600 千円
□新田 2 急傾斜地崩壊対策工事
作業用道路の調整に不測の期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
- ⑰ 河川改修事業 …………… 88,340 千円
□一之瀬川土砂排土工事委託 7,000 千円
東野巣川土砂排土工事委託 6,000 千円
明沢川河川改修工事 48,340 千円
作業用道路の調整に不測の期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
□木戸ヶ入川土砂排土工事委託 10,000 千円
砂防法（砂防区域内作業）の協議に不測の期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
□三五沢川土砂排土工事委託 7,000 千円
JR 中央線と近接しており、協議に不測の期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
□十兵衛川河川改修工事 10,000 千円
改修工法の検討にあたり、不測の期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。

- ⑱ 公園等維持管理事業 …………… 10,780 千円
 中津川地区公園施設修繕工事において、作業用道路の調整に不測の期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
- ⑲ 庁舎消防車等維持管理事業 …………… 144 千円
- ⑳ 消防設備整備事業 …………… 25,000 千円
 小型動力ポンプ積載車及び消防指揮車購入事業において、車両の製造遅延に伴い、年度内の納入が困難となったため。
- ㉑ 防災情報システム事業 …………… 2,625 千円
 J アラート新型受信機更新業務において受信機等の更新機器の工期内納入が難しくなり、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
- ㉒ 総合防災対策事業 …………… 4,202 千円
 岐阜県震度情報ネットワークシステム移設工事において、震度計の移設工事を加子母公民館等周辺の工事完了を待って実施することが必要になり、工事を完了させることが困難となったため。
- ㉓ 小学校施設営繕事業 …………… 319,693 千円
 各小学校の特別教室エアコン設置工事において、高圧受変電設備の部品の供給が遅れ、年度内納入の目途が立たず、R7 年度分として予定していた出来高に満たない見込みとなったため。
- ㉔ 中学校施設営繕事業 …………… 396,036 千円
 各中学校の特別教室エアコン設置工事において、高圧受変電設備の部品の供給が遅れ、年度内納入の目途が立たず、R7 年度分として予定していた出来高に満たない見込みとなったため。
- ㉕ 文化施設管理運営事業 …………… 11,390 千円
 中津川文化会館照明 LED 化工事において、LED 照明器具の年度内納入の目途が立たず、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
- ㉖ 中津川公園管理運営事業 …………… 86,055 千円
 中津川公園下水道接続工事において、マンホールポンプ及び制御盤の納期が遅れ、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
- ㉗ 道路橋りょう災害復旧事業 …………… 241,120 千円
 □坂下 98 号線道路災害復旧工事 137,820 千円
 作業用道路の協議に不測の期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
 □坂下 15 号線道路災害復旧工事 103,300 千円
 砂防法(砂防区域内作業)の協議に不測の期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
- ㉘ 河川災害復旧事業 …………… 52,000 千円
 □袖谷河川災害復旧工事 22,000 千円
 作業用道路の協議に不測の期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
 □町切川河川災害復旧工事 30,000 千円
 作業用道路の協議に不測の期間を要し、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
- ◆一般会計<変更> 258,273 千円
- ㉙ リニア駅周辺土地地区画整理事業 …………… 258,273 千円
 □建物等移転補償 52,903 千円
 移転者(契約者)の死亡により相続手続きが必要となり、相続分割協議に日数を要したことから、年度内に完了させることが困難となったため。
 □茄子川西通地区組合施行土地地区画整理事業調査業務委託 18,300 千円
 組合施行による土地地区画整理事業の調査業務において、組合設立認可に必要な用途地域指定及び農振除外手続きに関する関係機関との協議に日数を要したことから、年度内に完了することが困難となったため。

- リニア岐阜県駅停車場線第3期工事 76,980千円
濃飛横断自動車道建設工事による移転対象家屋と近接しており、家屋移転後に進める必要があるが、当該家屋の移転に不測の日数を要したことから、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
- 中洗井線第2期工事 39,470千円
JR東海によるリニア岐阜県駅(仮称)建設工事と近接しており、工程を調整しながら進める必要があるが、JR東海による既設県道の切替工事に不測の日数を要したことから、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
- 土地区画整理事業東地区第3期工事 53,130千円
JR東海による建設発生土を活用し造成工事を行っている。事前の土壌分析において一部の建設発生土が盛土材として適さないことが判明し、必要量の受け入れに不測の日数を要したことから、年度内に工事を完了させることが困難となったため。
- 土地区画整理事業東地区第4期工事 17,490千円
土地区画整理事業区域内の造成工事であるが、地権者との敷地造成高の調整に日数を要したことから、年度内に工事を完了させることが困難となったため。

■ 補正予算の規模(会計別)

令和7年度 中津川市歳入歳出予算総括表【3月補正】

(単位:千円)

会 計 別		補正前の額	補正額	計
一 般 会 計		48,133,960	1,176,395	49,310,355
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	8,300,580	729	8,301,309
	うち事業勘定	7,966,840	729	7,967,569
	うち直営診療施設勘定	333,740	0	333,740
	計	8,300,580	729	8,301,309
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	4,214,324	193,600	4,407,924
	計	4,214,324	193,600	4,407,924
補正されなかった会計にかかる額		29,562,328		29,562,328
合 計		90,211,192	1,370,724	91,581,916

■ 一般会計総括表

令和7年度一般会計予算総括表【3月補正】

(単位:千円)

歳 入				歳 出			
款	補正前の額	補正額	計	款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	6,879,686	259,176	7,138,862	02 総務費	4,847,038	836,784	5,683,822
16 県支出金	3,381,272	74,299	3,455,571	03 民生費	14,061,252	331,856	14,393,108
18 寄附金	1,348,578	20,274	1,368,852	04 衛生費	5,386,121	△34,856	5,351,265
19 繰入金	3,983,806	△90,000	3,893,806	07 商工費	2,147,739	△70,923	2,076,816
20 繰越金	1,431,487	809,134	2,240,621	08 土木費	6,188,293	△29,541	6,158,752
21 諸収入	1,376,309	812	1,377,121	09 消防費	1,917,063	88,707	2,005,770
22 市債	3,423,500	102,700	3,526,200	10 教育費	6,831,311	54,368	6,885,679
補正されなかった款にかかる額	26,309,322		26,309,322	補正されなかった款にかかる額	6,755,143		6,755,143
計	48,133,960	1,176,395	49,310,355	計	48,133,960	1,176,395	49,310,355

■ 一般会計の補正概要（歳入）

款	金額(千円)	内 容
国庫支出金	259,176	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものための教育・保育給付費 148,598千円 ・予防接種健康被害給付費 44,471千円 ・社会保障・税番号制度システム整備事業費 4,378千円 ・道路メンテナンス事業費 17,850千円 ・地域未来交付金（地域防災緊急整備型） 39,979千円 ・へき地児童生徒援助費 3,900千円
県支出金	74,299	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものための教育・保育給付費 74,299千円
寄附金	20,274	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉費寄附金 60千円 ・小学校費寄附金 10,050千円 ・中学校費寄附金 144千円 ・社会教育費寄附金 20千円 ・一般寄附金 10,000千円
繰入金	△90,000	<ul style="list-style-type: none"> ・リニア中央新幹線まちづくり基金繰入金 △90,000千円
繰越金	809,134	(財源調整)
諸収入	812	<ul style="list-style-type: none"> ・消防本部 812千円
市債	102,700	<ul style="list-style-type: none"> ・道路新設改良事業 14,600千円 ・上水道事業 88,100千円

一般会計の補正概要（歳出）

款	金額(千円)	内 容
総務費	836,784	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費 152,406千円 ・公共施設整備運営基金管理事業 300,000千円 ・ふるさとづくり応援基金管理事業 55,000千円 ・リニア中央新幹線まちづくり基金管理事業 325,000千円 ・戸籍住民基本台帳事業 4,378千円
民生費	331,856	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉施設等運営事業 32,150千円 ・公立保育所事業 61千円 ・法人保育所事業 297,196千円 ・児童発達支援事業 1,023千円 ・放課後児童クラブ運営事業 1,426千円
衛生費	△34,856	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防事業 44,471千円 ・し尿処理事業 8,173千円 ・坂下診療所繰出金事業 △100,600千円 ・坂下老人保健施設繰出金事業 △75,000千円 ・水道事業会計繰出金事業 88,100千円
商工費	△70,923	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地奨励事業 △60,664千円 ・観光施設管理事業 13,721千円 ・にぎわいプラザ運営事業 △23,980千円
土木費	△29,541	<ul style="list-style-type: none"> ・道路新設改良事業 28,000千円 ・橋りょう新設改良事業 32,459千円 ・リニア駅周辺土地区画整理事業 △90,000千円
消防費	88,707	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎消防車等維持管理事業 3,330千円 ・消防団員活動事業 812千円 ・消防施設建設事業 4,193千円 ・総合防災対策事業 80,372千円
教育費	54,368	<ul style="list-style-type: none"> ・遠距離通学事業 20,934千円 ・教育基金管理事業 195千円 ・小学校施設営繕事業 29,370千円 ・文化振興事業 20千円 ・中津川公園管理運営事業 3,849千円

■ 特別会計・企業会計の補正概要

会計	金額(千円)	内 容
国民健康保険事業会計 (事業勘定)	729	・直営診療施設勘定等支出金 729千円
水道事業会計	193,600	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道改良工事費 213,600千円 ・受託工事費 △20,000千円

お問い合わせ先

総務部 財政課 担当者：後藤

電話：0573-66-1111（内線431）



主な行事予定【令和8年3月】

凡例	イベント、文化・スポーツ行事			
	市関連の行事			
	その他			
No.	日時	行事名・(場所)	内 容	お問い合わせ先
1	2月28日(土)～ 3月6日(金) 9:00～21:30	第18回島崎藤村記念文芸祭 ・入選作品展 (ひと・まちテラス1階 交流スペース)	全国から応募のあった文芸作品(現代詩、短歌、俳句、エッセイ、創作)のうち、入選作品を展示します。 ※表彰式 2月28日(土) 13:30～ ※入選作品展 最終日は13:00まで	文化課 (内線4319) 担当:上田
2	1日(日) 9:30～14:30	みんなの移動を支える! はたらくくるま大集合! (ひと・まちテラス前 第3(P3)駐車場)	バスやタクシーが六斎市の会場に集まります。普段は見るできない運転席での写真撮影などできます。また、ノベルティの配布やグッズ販売も行います。	都市計画課 (内線228) 担当:鈴木
3	1日(日) 9:30～14:30	六斎市 (中山道中津川宿かいわい)	中心市街地の中山道沿いを、一部歩行者天国にし、地元ブランド商品の販売などを行います。 10時30分からは、吉鶴洋一さん(ビオラ奏者・中津川市観光大使)による「まちかどコンサート」をひと・まちテラスで開催します。 ※観覧無料	中津川商工会議所 (0573-65-2154)
4	1日(日) 13:00～15:30	令和7年度 ふくおか文化協会芸能祭 (常盤座)	ふくおか文化協会所属芸能系サークルの皆さんが、唄や三味線など1年間の活動の成果を発表します。	福岡公民館 (0573-72-2144)
5	5日(木) 10:00～	市議会本会議 (議場)	一般質問	議会総務課 (内線503) 担当:大地
6	6日(金)～ 8日(日) 9:30～16:00	中津川のつるしひなまつり (苗木交流センター)	各地域のつるし飾りサークルや公民館講座の作品を展示します。たくさんのつるし雛が並ぶ光景は必見です。	苗木地域まちづくり 推進協議会 (0573-66-6606)
7	7日(土) 13:30～16:00	大学生・一般向け なかつがわ企業説明会 (ひと・まちテラス1階)	大学生などと一般求職者を対象とした企業説明会を開催します。 ※参加企業 41社	工業課 (内線4263) 担当:鈴木
8	8日(日) 9:30～16:00	坂本公民館まつり ステージ発表会 (坂本公民館ホール)	公民館を利用しているサークルや講座の受講生の皆さんが、1年間の活動の成果をステージで発表します。	坂本公民館 (0573-68-2001)
9	9日(月) 10:00～	市議会本会議 (議場)	一般質問	議会総務課 (内線503) 担当:大地
10	14日(土)～ 17日(火) 9:00～18:00	坂本公民館まつり 作品展示会 (坂本公民館ホール)	サークルや公民館講座の受講生の皆さんが作り上げた力作を展示します。 ※17日(火)は15時まで。	坂本公民館 (0573-68-2001)
11	19日(木) 13:30～	3月定例記者会見 (会議棟大会議室)	3月の定例記者会見を開催します。	秘書広報課 (内線314) 担当:田口

No.	日 時	行事名・(場所)	内 容	お問い合わせ先
12	22日(日) ①9:30~11:30 ②13:30~15:30	春のお菓子づくり × 木育ワークショップ (ひと・まちテラス)	親子で、スコーン(いちごジャム付) と木のスプーンをつくります。 ・参加費:1組500円 ・定員:各回6組12人(先着)	ひと・まちテラス (内線4521) 担当:矢野
13	22日(日) 9:00~	神坂小学校および神坂中学校 閉校式 (神坂中学校体育館)	神坂小学校および神坂中学校が令和8 年3月末をもって閉校を迎えるため、閉 校式典を開催します。 ・受付:9:00~ ・閉校式:9:30~	教育施設課 (内線4207) 担当:久木
14	27日(金) 10:00~	市議会本会議 (議場)	最終日	議会総務課 (内線503) 担当:大地

市内小中学校の主な行事・活動【令和8年3月】

凡例	学校独自の行事(田植え・読み聞かせ等)
	安全に関わる行事(交通安全教室・避難訓練等)
	校外活動に関わる行事(遠足・修学旅行等)
	その他

No.	学校名	日・時	行事・活動名	場 所	内 容
1	市内 中学校	6日(金)	卒業証書授与式	各中学校 体育館	市内中学校の卒業証書授与式を行います。3年間共に過ごした仲間との思い出を胸に次の進路にむけて飛び立ちます。
2	付知 中学校	18日(水) 8:35~12:25	1年森林教室	付知町内山林	付知土建株式会社様を講師にお迎えし、実際に山林に入って育林作業を行います。
3	落合小学校 神坂小学校	19日(木)	卒業証書授与式	体育館	落合小学校と神坂小学校の卒業証書授与式を行います。6年間の思い出を振り返ります。
4	市内 小学校	24日(火)	卒業証書授与式	各小学校 体育館	市内小学校の卒業証書授与式を行います。6年間の思い出を振り返ります。 (落合小学校・神坂小学校を除く)

ここに掲載させていただいたものは、全て2月10日時点での予定であり、変更の可能性があります。取材をしていただける場合は、直接学校にお問い合わせの上、期日・時間・場所・内容などの詳細についてご確認ください。また、事前に取材申し込みをしていただいた上で訪問をしていただきますようお願いいたします。

中津川市教育委員会 学校教育課 担当：土本 0573-66-1111 (内線4236)

園の主な行事・活動【令和8年3月】

凡例	保護者が関わる行事・活動
	地域・関係機関と連携した行事
	その他

No.	園名	日・時	行事・活動名	場所	内容
1	高山保育園 福岡保育園 下野保育園	5日(木) 9:15～11:15	福岡3園 親子交流会	福岡保育園	来年度統合する3園合同で、それぞれの園最後の参観日を行います。各年齢ごとの交流と、こども園の説明会を行います。
2	やさか こども園	5日(木) 9:00～11:00	命の教育	遊戯室	5歳児が命の教育を行います。助産師さんをお招きして、保護者も一緒に産道体験を行います。
3	苗木保育園	7日(土) 9:00～11:30	命の教育	遊戯室	5歳児が命の教育を行います。助産師さんをお招きして産道体験を行います。そして、保護者に感謝の気持ちを伝えます。
4	一色保育園	7日(土) 9:00～12:30	ありがとうの会 (参観日)	遊戯室 園庭	一色保育園として最後の参観日を行います。(来年度中津川保育園と統合)園児の発表、遊び教室、コーナー遊び等を皆で楽しみます。
5	一色保育園	13日(金) 13:00～15:00 14日(土) 9:00～15:00	一色保育園 園開放	遊戯室	一色保育園閉園に伴い、これまでの歴史を振り返る写真や文集の展示を行います。
6	高山保育園 福岡保育園 下野保育園	20日(金) 9:00～11:00	卒園式 閉園式	各保育園 遊戯室	5歳児が、3、4歳児、保護者・職員にお祝いしてもらいながら卒園式を行います。 卒園式後、保育園の閉園式を行います。
7	市内こども園	25日(水) 10:00～11:00	卒園式	各こども園	5歳児が、3・4歳児、保護者、職員にお祝いしてもらいながら卒園証書を受け取ります。
8	一色保育園	26日(木) 10:00～11:30	卒園式 閉園式	遊戯室	5歳児が、3・4歳児、保護者、職員にお祝いしてもらいながら卒園証書を受け取ります。 卒園式後、一色保育園の閉園式を行います。
9	市内保育園 (高山・福岡・ 下野・一色 保育園を除く)	27日(金) 10:00～11:00	卒園式	各保育園	5歳児が、3・4歳児、保護者、職員にお祝いしてもらいながら卒園証書を受け取ります。

ここに記載したものは、全て現時点での予定ですので、期日・時間・内容などの変更の可能性を多分に含んでおります。取材をされる場合には、直接お問い合わせの上、期日・時間・場所・内容などの変更の有無、内容の詳細などについてご確認ください。また、事前に取材申込をしていただいた上で訪問をしていただきますようお願いいたします。

中津川市教育委員会 幼児教育課 0573-66-1111(内線4204) 担当:田中